

氏名(本籍)	川村 悟(神奈川県)		
学位の種類	博士(学術)		
学位記番号	甲第290号		
学位授与年月日	平成28年3月18日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項		
研究科・専攻名	工学研究科・基盤工学専攻		
学位論文題目	中小企業支援における公的資格の歴史的研究		
論文審査	(主査)	高知工科大学 准教授	坂本 泰祥
		高知工科大学 教授	那須 清吾
		高知工科大学 准教授	生島 淳
		元高知工科大学 教授	末包 厚喜
		高知工科大学 准教授	五艘 隆志

## 審査結果の要旨

### 1.論文の評価

論文審査意見(主たる研究成果を特に独創的な点と学術的に重要な成果に焦点をあてて記載)

我が国に於ける企業の中で、385万社、99.7%は中小企業である。特に、地方経済を支えているのはこの中小企業である。その中小企業の経営をサポートする公的資格の1つが中小企業診断士である。しかし、少なくとも現代に於いては、その役割を十分に果たしているとは言いがたい。そのような現状にあるにも関わらず、中小企業診断士の資格に関する学術的な研究は充分には行われていない。

そこで、本研究では、中小企業診断士を対象として、その社会に於ける変遷を分析し意義と課題を明らかにすることを目的としている。そのため、その誕生から現代に至るまでの変遷を歴史的記述方法を用いて十分に豊富な資料や当事者に当たりながら丹念に分析を行っている。本アプローチも従来研究にない新規性の1つである。また、記述する際の視点として、従来研究では本資格の設計者である行政側の視点のみであるのに対して、さらに当事者である資格者及び資格ビジネスと言う育成者の視点までも採り入れている。このような本資格に関わる3者が有機的に機能することによって初めて資格者が十分に活躍つまり中小企業の支援が可能となるのである。このような視点も本研究の新規性の1つである。

以上のような視点により、その誕生から現代に至るまで歴史は4期に分類できることを示した。つまり中小企業診断制度が創設されるが官主体であった第1期、民間の人材も活用すべく国家試験を開始しそれに伴い資格ビジネスが始まった第2期、その資格ビジネスが資格ブームに乗り一挙に資格者が増大する第3期そして中小企業支援法が新たに制定され実は国家資格ではなかったことが判明すると共に、資格が更新制になるも未更新者が急増する第4期である。

このようにその歴史を捉えると、本来は中小企業を支援する公的資格であったものが資格ビジネス化により受験者が急増するとその意義が受験者に希薄化していることが明らかにされている。この点を本論では、当時出版された本資格の関連本を丹念に分析することによってそのほとんどが資格対策本であることを定量的に明らかにしている。また、さらに資格の未更新者についても経産省に丹念に当たることによって、その数の多さを定量的に明にもしている。このデータは、本論で初めて研究として公になったものである。上述のように第4期に至るまで実は本資格は国家資格ではないことが判明し資格者に大きな混乱をもたらせた。この混乱も、そもそもは1960年代に繰り上げられた大蔵省と通商産業省との政争に端を発するものであった。

以上のことを踏まえ、特にその課題面に関して評価を行うと次のことが言える。本来ならば上述の3者が

補完・協調し合いながら本資格を発展させるべきであるが、以上のように他者に悪影響を及ぼしあっているという課題の複雑性を明らかにした。この点は、従来にない多視点で丹念に歴史的記述を行うことによって本論で初めて明らかにされたことである。この点は今後資格取得を目指す人材にとって非常に貴重な情報となり、その意味において社会的にも意義のある研究であると考えられる。

## 2.審査の経過と結果

- (1) 平成28年1月13日 博士後期課程委員会で学位論文の受理を決定し、5名がその審査委員として指名された。
- (2) 平成28年2月12日 公開論文審査発表会及び最終試験を実施した。
- (3) 平成28年2月17日 博士後期課程委員会で学位授与を可とし、教育研究審議会で承認された。